破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２３年（フ）第７９６号
大阪市旭区今市１丁目３番17号　ハイツ北畠402号
債務者　森澤　正和
1　決定年月日時　平成23年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月13日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８９４号
大阪市淀川区木川東３丁目９番19―402号、住民票上の住所奈良県奈良市菅原町75番地伏見ハイツ202号
債務者　小林　有美
1　決定年月日時　平成23年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月13日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第９１５号
大阪府枚方市牧野下島町３番17―404号
債務者　黒川　文武
1　決定年月日時　平成23年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月13日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１１２１号
大阪市浪速区幸町２丁目４番15号　マナベハイツ桜川202号
債務者　石田貿易こと　石田　仁志
1　決定年月日時　平成23年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月13日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１７４５号
大阪市生野区巽南１丁目18番１号　サニーホームズ501
債務者　木下　勇一
1　決定年月日時　平成23年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月13日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１９３５号
大阪市東住吉区桑津１丁目５番11号　エスコート桑津702号
債務者　至田真知子
1　決定年月日時　平成23年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月13日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１９５３号
大阪府茨木市総持寺２丁目15番３―203号
債務者　出口小代美
1　決定年月日時　平成23年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月13日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２０１７号
大阪市住之江区南加賀屋２丁目12番20号　グランドコーポ住之江２―Ｂ
債務者　森田　信廣
1　決定年月日時　平成23年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月13日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２１４８号
大阪市天王寺区清水谷町17番11号　グランテージ清水谷701号
債務者　白羽　照子
1　決定年月日時　平成23年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月13日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２２０９号
大阪市西区本田３丁目２―６　三福マンション602、住民票上の住所大阪府堺市東区白鷺町３丁16番２号
債務者　冨宅　裕介
1　決定年月日時　平成23年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月13日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２２６０号
大阪府守口市馬場町２丁目４番18―302号、住民票上の住所大阪府箕面市粟生間谷東１丁目34番21号
債務者　田中　宏一
1　決定年月日時　平成23年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月13日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２２６９号
大阪府門真市野里町９番21―1101号
債務者　中山　妙子
1　決定年月日時　平成23年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月13日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２２７１号
大阪府豊中市東豊中町５丁目２番106―405号
債務者　中山　幸枝
1　決定年月日時　平成23年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月13日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２２８２号
大阪市浪速区恵美須西３丁目４番８号　萩の井220号
債務者　中東　征治
1　決定年月日時　平成23年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月13日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２２８９号
大阪市淀川区十八条２丁目８番18号　梶原方
債務者　堂西むつ子
1　決定年月日時　平成23年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月13日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２２９５号
大阪市平野区加美南４丁目５番25号
債務者　原辺こと　辺　　鉄夫
1　決定年月日時　平成23年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月13日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２３４０号
大阪府東大阪市御厨３丁目８番５号
債務者　有末　伸行
1　決定年月日時　平成23年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月13日まで　大阪地方裁判所第６民事部